

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食料支援活動応援事業費(物価高騰臨時対応分)	①物価高騰等の影響により生活に困窮する市民に対し、無料又は安価で食事又は食材を提供する活動(以下「食料支援活動」という。)を行う団体に、助成金を交付することにより、食料支援活動の安定化を図ること ②助成金(特定の経費に対する補助ではなく、要件を満たす団体に交付) ③50千円(活動回数1回)×35団体 100千円(活動回数2回以上)×5団体 中間支援(団体に食品を無償で提供する活動)への上乗せ分 100千円(1団体) ④フードバンクやこども食堂など	R7.11	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	商店街消費活性化支援事業補助金(物価高騰臨時対応分)	①物価高騰への緊急対策として、消費の下支え及び市内商店会の支援のため、市内商店会が実施するキャッシュレスポイント還元事業やプレミアム付き商品券発行事業等の経費の一部を助成する。 ②ポイントやクーポン分の原資・発行手数料・広告費等 ③300千円×500店舗 ④市内商店会(連合体も可)、地域に商店会が無い場合は、近隣複数店で結成した団体、同業種などで構成された組合	R7.11	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	就学援助費(物価高騰臨時対応分)	①物価高騰の影響を受ける経済的に困窮している児童生徒がいる世帯に対し、臨時的給付を行うことで、家計の負担軽減を図る。 ②給付金 ③児童・生徒1人あたり10,000円 小学校:10,000円×2,338人 中学校:10,000円×1,419人 ④令和7年10月31日に船橋市就学援助の認定を受けている保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費(食材料費)(物価高騰臨時対応分)	①物価高騰の影響を受けて食材料費が高騰している中で、保護者が負担する給食費を値上げせずに、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるよう、食材料費の一部を公費で負担することで保護者負担の軽減を図る。 ②賄材料費 ③ (小学校) ・給食(低学年) 186日×15,105人×31.2円(物価高騰分) ・給食(高学年) 186日×16,294人×37.2円(物価高騰分) ・牛乳 186日×31,399人×10.77円(物価高騰分) (中学校) ・給食 2,677,024(食数)×96.2%(申込率)×49.5円(物価高騰分) ・牛乳 2,677,024(食数)×96.2%(申込率)×10.77円(物価高騰分) ※生徒数15,336人 (特別支援学校) ・給食(低学年) 191日×90人×33.0円(物価高騰分) ・給食(高学年) 191日×80人×39.5円(物価高騰分) ・給食(中・高等部) 191日×271人×46.7円(物価高騰分) ・牛乳 191日×441人×10.77円(物価高騰分) ④市立小中特別支援学校の児童生徒の保護者(教職員は除く)	R7.4	R8.3